



自然環境に配慮した工法とは どのようなものですか？

わが国では、台風や洪水などによる災害から私たち人間が生活する場を守るため、川を治めていかなければなりません。この川を治める仕事を「治水事業」と呼んでいます。

治水事業はこれまで、洪水を効率よく流すために川の流れを直線化したり、丈夫なコンクリートを使って川岸や堤防を固めたり、川に蓋ふたをして（暗渠きょか化）、その上を道路や駐車場に利用するなど、人間にとっての災害に強いまちづくりが行われてきました。

ところが、魚や水辺の植物などにとっては大変すみにくい川となってしまう。このことは、川の育む生命を犠牲にすることで、私たち人間の生活空間を確保してきたともいえましょう。

魚や植物のすみにくい、自然の少ない河川環境では、やがて人間は滅びる…？ そんな大げさな、といわれるかもしれませんが、実際に私たちは食べ物やエネルギー、病気を治す薬など自然の恵みを受けて生活をしているのです。

自然の営みとの共生ができなければ、やがて人間もこの地球上に住めなくなります。日本では平成2（1990）年から自然環境に配慮した川づくりを行っています。平成18（2006）年からはこれまでの川づくりを見直して、治水上の安全を確保したうえで、川の働きによって変化に富んだ地形を保全または回復させて、川本来の環境を創出するという「多自然川づくり」に取り組んでいるところです。

この川づくりでは、はじめに改修前の川の様子を確認して、いいところを探します。いいところが見つかったらそれをどのようにしたら保全でき



愛知県新郷瀬川

片岸のみを拡幅したことにより、一方の河岸には並木と自然な水際が保全されている



るか、あるいは改変する範囲を減らすことができるかを考えます。たとえば、川沿いに河畔林かはんりんがあるいい環境を見つけた場合、河畔林がある河岸は何も手を入れずに保全して、片方の河岸だけを拡幅した治水対策を行ったり、一度直線的に改変された川の流れを、大きな石やブロックなどを使って蛇行させて水の流れに変化をつけるなど、さまざまな工夫がされています。

近年では、人工的に自然に似せた川をつくり込むのではなく、自然が自らの力で回復するのを手助けする工法が採用されるようになってきました。人間が行うのは、川が自由に流れるスペースを確保すること。これまで、狭い空間に押し込めてきた川へ土地を返すことです。できるだけ川幅や河床幅を広く確保することで、川が運んできた土や砂がたまったり、流れが蛇行して瀬や淵ができるのを手助けします。人工的な護岸は必要な箇所だけに設置することにして、自然の岩があるところや増水時にも流れが緩やかなところには設置しません。どうしても河岸を守らなければならない時は、水際には自然に土や砂が堆積するような工夫をしています。

川には個性があるので、それぞれの川で、その川のその場所にあった工法が採用されています。